

令和6年度 5月定例

教育委員会会議 議事録

令和6年(2024年)5月15日

吹田市教育委員会

令和6年5月定例教育員会会議

開催日時	令和6年(2024年)5月15日 15時30分～16時45分
開催場所	吹田市さんくす3番館 教育委員室
出席委員	教 育 長 大江 慶博 教育長職務代理者 安達 友基子 委 員 福田 知弘 委 員 和田 光代 委 員 谷池 雅子
欠席委員	委 員 飴野 仁子
出席説明員	学 校 教 育 部 長 山下 栄治 地 域 教 育 部 長 道場 久明 教 育 監 植田 聡 学校教育部次長教育総務室長兼務 乾 裕 学校教育部次長学校教育室長兼務 角田 睦 教育未来創生室長 薬師川 晃 学校教育部総括参事 山根 正紀 保健給食室長 小西 正晃 教育センター所長 木谷 美香 教育総務室主幹 中谷 京子 学校管理課長 砂川 智和 学校管理課参事 大友 瑞穂 保健給食室参事 西口 崇 学校教育室主幹・指導主事 畑田 将寿 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務 堀 哲郎 青 少 年 室 長 大川 雅博 まなびの支援課課長代理 太田 美紀 まなびの支援課主幹 宮脇 淳 まなびの支援課主査 田畑 千恵 文化財保護課長 葉山 進 博 物 館 長 高橋 真希 青少年クリエイティブセンター館長 曾我 明史 放課後子ども育成室参事 中村 暢之

## 議事内容

### ○大江慶博教育長

ただいまから5月定例教育委員会会議を開会いたします。

飴野委員は、本日欠席をされます。

署名委員に谷池委員を指名いたします。

それでは、本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

### ○乾裕学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席設置可能数は10席でございます。なお、現在の傍聴希望者数は2名でございます。

### ○大江慶博教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

### ○大江慶博教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可いたします。

傍聴者の入室を許可いたします。

－ 傍聴者着席 －

### ○乾裕学校教育部次長教育総務室長兼務

恐れ入りますが、追加議案を提出させていただきたく存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

### ○大江慶博教育長

ただいま、追加議案の提出の申入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

### ○大江慶博教育長

それでは、議案書と追加議事日程を配付してください。

次に、本日の日程第1、報告第10号については、公表することにより公正な選定に支障を来すおそれのある案件のため、また、日程第2、報告第11号から日程第8、議案第22号までについては人選案件のため、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会とし、議事運営を効率的に行うため、追加日程第1、議案第23号から追加日程第3、議案第40号までについて、日程第9の案件に先んじて行う議事順序の変更を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

### ○大江慶博教育長

では異議なしと認め、日程第1、報告第10号から日程第8、議案第22号までを秘密会とすること、及び追加日程第1から第3までについてを日程第9の案件に先んじて行う議事順序の変更を決定いたします。

では、ここからは既に秘密会と決していますので、恐れ入りますが、傍聴の方及び関係者以外は退室をお願いします。

暫時休憩とします。

－ 傍聴者退席 －

－ 秘密会－

### ○大江慶博教育長

ここで秘密会を解きます。

暫時休憩します。

－ 職員入替 －

－ 傍聴者入室 －

### ○大江慶博教育長

会議を再開します。

次に、追加日程第1、議案第23号「吹田市立第三小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」から、議案第38号「吹田市立古江台中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」までを一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

### ○砂川智和学校管理課長

追加議事日程第1、議案第23号から議案第38号につきまして、令和6年5月市議会提案の「吹田市立吹田第三小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」から、「吹田市立古江台中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」までの提案の理由及びその概要につきまして、一括して御説明申し上げます。

それぞれの議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長の作成する議会の議案に対し異議がないものとするものでございます。

これらの議案は、一般競争入札の実施により、去る5月8日から5月10日にかけて請負事業者が決定しましたことからそれぞれ契約を締結しようとするものであり、それぞれの予算につきましては、さきの2月市議会におきまして可決されております。

追加議案書の3ページ、4ページをお願いいたします。

議案第23号、吹田市立吹田第三小学校校舎大規模改造1期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月22日の予定で、請負金額は2億4,594万4,600円、請負者は株式会社金岡でございます。

続きまして、追加議案書の17ページ、18ページをお願いいたします。

議案第24号、吹田市立吹田南小学校校舎大規模改造2期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改

修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月8日の予定で、請負金額は1億3,976万円9,300円、請負者はエフワイ土木株式会社でございます。

続きまして、追加議案書の31ページ、32ページをお願いいたします。

議案第25号、吹田市立吹田第六小学校校舎大規模改造1期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月22日の予定で、請負金額は3億4,562万7,700円、請負者は株式会社ナカイ建設でございます。

続きまして、追加議案書の45ページ、46ページをお願いいたします。

議案第26号、吹田市立千里第三小学校校舎大規模改造2期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月29日の予定で、請負金額は2億67万3,000円、請負者は株式会社ライブエステートでございます。

続きまして、追加議案書の57ページ、58ページをお願いいたします。

議案第27号、吹田市立豊津第二小学校校舎大規模改造2期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月8日の予定で、請負金額は2億3,008万4,800円、請負者は株式会社M's クリエイトでございます。

続きまして、追加議案書の71ページをお願いいたします。

議案第28号、吹田市立山田第一小学校屋内運動場大規模改造工事の建築工事につきましては、体育館の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年10月31日の予定で、請負金額は1億8,255万6,000円、

請負者は株式会社エーユーでございます。

続きまして、追加議案書の83ページ、84ページをお願いいたします。

議案第29号、吹田市立佐竹台小学校屋内運動場大規模改造工事の建築工事につきましては、体育館の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月1日の予定で、請負金額は1億7,821万3,200円、請負者はカネイチ株式会社でございます。

続きまして、追加議案書の95ページ、96ページをお願いいたします。

議案第30号、吹田市立藤白台小学校校舎大規模改造2期及び昇降機設置工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修及びエレベーター設置の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から令和7年3月14日の予定で、請負金額は3億7,878万2,800円、請負者は株式会社堀田工務店でございます。

続きまして、議案書の107ページをお願いいたします。

議案第31号、吹田市立桃山台小学校校舎大規模改造2期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月15日の予定で、請負金額は2億2,460万3,500円、請負者は藤原工業株式会社でございます。

続きまして、追加議案書の119ページをお願いいたします。

議案第32号、吹田市立第二中学校校舎大規模改造2期工事及び同校4階系統空調設備更新工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修及び4階系統の空調設備更新の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年12月6日の予定で、請負金額は2億5,687万4,200円、

請負者は株式会社倉岡工務店でございます。

続きまして、追加議案書の131ページをお願いいたします。

議案第33号、吹田市立第三中学校校舎大規模改造1期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月15日の予定で、請負金額は2億1,605万2,100円、請負者は吉丸建設工業株式会社でございます。

続きまして、追加議案書の143ページをお願いいたします。

議案第34号、吹田市立第五中学校屋内運動場大規模改造工事の建築工事につきましては、体育館の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修及び屋上のプール改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月29日の予定で、請負金額は2億7,879万5,000円、請負者は三栄建設株式会社でございます。

続きまして、追加議案書の153ページ、154ページをお願いいたします。

議案第35号、吹田市立第六中学校校舎大規模改造2期及び昇降機設置工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修及びエレベーター設置の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から令和7年3月14日の予定で、請負金額は2億6,024万200円、請負者は株式会社田中組でございます。

続きまして、追加議案書の167ページ、168ページをお願いいたします。

議案第36号、吹田市立豊津西中学校校舎大規模改造1期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月15日の予定で、請負金額は1億8,063万4,300円、請負者は株式会社コウシン建設でございます。

続きまして、追加議案書の181ページ、182ページをお願いいたします。

議案第37号、吹田市立竹見台中学校校舎大規模改造2期及び昇降機設置工事の建築工事につきましては、校舎の内装改修、防水改修、建具改修及びエレベーター設置の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から令和7年3月14日の予定で、請負金額は2億5,434万3,100円、請負者は株式会社関根工務店でございます。

続きまして、追加議案書の193ページ、194ページをお願いいたします。

議案第38号、吹田市立古江台中学校校舎大規模改造1期工事の建築工事につきましては、校舎の外壁改修、内装改修、防水改修、建具改修の工事を実施しようとするものでございます。

工期は、本定例会議決後から本年11月8日の予定で、請負金額は2億151万8,900円、請負者は南都工営株式会社でございます。

なお、以上16件の参考資料といたしまして、それぞれに工事の概要、請負事業者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図等を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

#### ○大江慶博教育長

それでは、この件について質問・御意見はございませんか。

#### ○福田知弘委員

説明ありがとうございました。例えば77ページで、山一小学校で屋内運動場の工事になっていますけども、屋内運動場はエアコンの設置が前提で進められているのか、お聞きをしたい。それから、187ページで、ほかもあったかもしれませんが、竹見台中学校でエレベーターの設置工事があったと思うんですけど、個人的にはインクルーシブとかバリアフリーの観点から、既存の躯体につけられるのであればエレベーターを増やしていくべきかなというふうに思うんですが、そういう

方針で今御検討されているんでしょうか。

以上、2点です。

#### ○砂川智和学校管理課長

まず1点目、体育館、空調工事を前提に大規模改修のほうは進めております。

それからエレベーターにつきましては、これまで移動に配慮が必要な児童生徒の入学状況に合わせてということやってまいりました。今後は、すべての学校にエレベーターの設置ができるように検討していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○大江慶博教育長

よろしいですか。ほかに御質問はございますか。

それでは、この件を承認してよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

#### ○大江慶博教育長

では、異議なしと認め、議案第23号「吹田市立第三小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」から議案第38号「吹田市立古江台中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の締結について」までを承認いたします。

次に、追加日程第2、議案第39号「吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

#### ○大友瑞穂学校管理課参事

追加議事日程第2、議案第39号、令和6年5月市議会提案の「吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更」につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書の205ページをお願いいたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に

関する法律第29条の規定に基づき、市長の作成する議会の議案に対し、異議がないとするものでございます。

恐れ入りますが、追加議案書の207ページをお願いいたします。

提案の理由及びその概要につきまして、御説明申し上げます。

本件につきましては、令和5年11月市議会にて可決された事業契約におきまして、賃金水準または物価水準の変動により設計・施工等のサービス対価が不相当となったと、市または事業会社が認めるときは、変動前工事代金額の1000分の15を超える額につき、当該サービス対価の変更に応じることが定められているところ、第1期工事における設計・施工等のサービス対価のうち、施工業務及び工事監理業務にかかる費用について、変動前工事代金と同事業契約に定める物価変動の指数を適用して算出した変動後工事代金額をそれぞれ比較すると、1000分の15を超えて増加したため、設計・施工等のサービス対価の変更に応じ契約金額の改定を行うものでございます。

その概要につきましては、お示しいたしておりますとおり、設計・施工等のサービス対価が変更前の40億8,294万2,611円から、変更後は41億83万8,775円となりますことから、契約金額につきましても、変更前の46億9,939万6,955円から、変更後は47億1,729万3,119円に増額するものでございます。

なお、参考資料といたしまして、追加議案書の208ページに本件に係る資料をお示しておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

#### ○大江慶博教育長

それでは、この件について質問・御意見はございませんか。

では、この件を承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○大江慶博教育長

異議なしと認め、第39号「吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について」を承認いたします。

次に、追加日程第3、議案第40号「吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

#### ○田畑千恵まなびの支援課主査

追加議事日程第3、議案第40号「吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について」御説明申し上げます。

議案書の209ページを御覧ください。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、追加議案書211ページにお示しております。市長の作成する議会の議案に対し、異議がないものとするものでございます。

追加議案書の211ページをお願いいたします。

本件は、令和5年（2023年）7月定例会において、御可決賜りました。請負金額を変更するものでございます。

変更理由でございますが、令和6年2月16日付の国土交通省からの通知を受け、賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項、いわゆるインフレスライド情報の規定に基づく請負代金額の変更について受注者と協議を行った結果、契約金額を見直すものでございます。

本工事の請負金額を2億7,409万5,800円から2億8,163万800円に変更するものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

#### ○大江慶博教育長

それでは、この件について質問・御意見はございませんか。

この件を承認してよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

### ○大江慶博教育長

異議なしと認め、議案第40号「吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設工事(建築工事)請負契約の一部変更について」を承認いたします。

ここで職員入れ替えのため暫時休憩とします。

### -職員入替-

### ○大江慶博教育長

会議を再開いたします。

次に、日程第9、教育長報告を議題とします。

初めに、「旧中西家住宅(吹田吉志部文人墨客迎賓館)保存活用計画の策定について」です。

事務局の説明を求めます。

### ○葉山進文化財保護課長

私のほうから、日程第9、教育長報告「旧中西家住宅(吹田吉志部文人墨客迎賓館)保存活用計画の策定について」御説明させていただきます。

資料は35ページからでございます。

先日、同計画につきまして委員の皆様にご電子メールでお送りしまして、本日紙面のものを机上配付させていただきましたが、ページ数が非常に多いため、この資料につけております概要版をもとに御説明させていただきたいと思っております。

1ページめくっていただきまして、37ページをお願いいたします。

37ページにおきましては、当住宅の基本となる情報をお示しております。

当住宅の歴史や沿革、位置、それから計画期間等をお示しております。計画期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日

までの5年間としております。

策定の目的といたしまして、地域の歴史を物語る旧中西家住宅を、文化財としての価値を守りながら適切に保存継承し、活用していくための方針を定めることを目的としております。

ページをめくっていただきまして、38ページをお願いいたします。38ページから計画そのものの中身に入っております。

この38ページの第1章「計画の概要」では、文化財の概要を平面図や写真でお示するとともに、当住宅のこういったところに価値があるのかとか、どのような方針で計画を立てるのかといったことをお示しております。

39ページに参りまして、第2章におきましては「建物の保存管理計画」をお示しております。保護の方針や、ページ右下の修理計画におきましては、市の指定物件として9棟ございますが、その建物ごとに修理や耐震補強の必要性についてお示しております。

40ページにおきましては、第3章「庭園の保存管理計画」をお示しております。当住宅の庭園は、国の登録記念物として登録されておまして、見どころの多い庭園でございます。その保存管理の方針や方向性について記載しております。

41ページの第4章「防災計画」におきましては、その対策について記載しております。耐震対策では、令和2年度に実施しました耐震診断の結果を踏まえまして、耐震対策が必要な建物をお示しております。

42ページから43ページにかけての第5章「活用計画」では、「静」の公開、「動」の活用といった方針を立てまして、目指すべき活用の内容を盛り込んでおります。

具体的には、「静」の公開につきましては43ページのほうに記載しておるんですが、公開における展示ルートや展示内容に工夫をしつつ、必要な設備等の整備について記載しております。

42ページに説明を戻らせていただきますが、「動」の活用につきましては、現在行っております春と秋の特別公開を継続しつつ、もう少し催しやイベントを拡充していくことや、発信力の強化、

小・中・高・大学等との活動や連携の強化、それから迎賓機能の強化といった内容を計画として位置づけております。

最後に、43ページの最後に第6章としまして「保護にかかる諸手続」の主だったものを記載しております。

以上が本計画の概要でございます。今後、この計画に基づいた取組を一步ずつ進めていきたいと考えております。

以上、非常に簡単な説明ではございますが、御報告申し上げます。

以上でございます。

### ○大江慶博教育長

それでは、この件について御質問・御意見ございませんか。

### ○福田知弘委員

ありがとうございました。コメントというか、前も申し上げたかもしれないですけども、保存しながらうまく活用していこうというお話だと思うんですが、活用計画、42ページの中でユーチューブチャンネルを活用したりとありますけど、ユーチューブ、これはツールなので、映像をどうつくるかというところが大事で、単にきれいに見せてアーカイブ化するのか、それとも魅力をうまく伝えるのか。

後者であれば、例えばちょっと対象は違いますけど、長崎の動物園が今上手に見せて好評を博しているというニュースも見たりとかしますので、違った見せ方をすると違った魅力が伝えられるということで、要は言いたいことは、ちょっと語弊があるかもしれないですけども、文化的な住宅というのは、まだたくさんあるのはあるので、それと違う差をうまく見せていかないと、なかなかこの住宅を御存じない方には伝わらないということがありますので、そこをうまくやっていかれたらいいかなというふうに思いました。

以上です。

### ○葉山進文化財保護課長

ありがとうございます。計画にも記載しておりま

すように、発信力の強化といえますか、発信力は今は弱い部分なのかなと思いますので、ほかとの差別化といえますか、少しでもこの住宅の保存のための理解を広められるように努めていきたいと思えます。御意見ありがとうございます。

### ○大江慶博教育長

ほかに御質問・御意見ございませんか。

御意見がないようですので、教育長報告1つ目を終わります。

次に、追加日程第4、教育長報告を議題とします。「いじめに関する状況報告について(令和5年度3月末)について」です。

事務局の説明を求めます。

### ○畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

追加日程第4、「令和5年度3学期末いじめに関する状況報告について」、学校教育室より御報告申し上げます。

議案書215ページを御覧ください。

まずは、吹田市における令和5年度3学期末のいじめに関する状況についてです。

1、全国・大阪府のいじめの認知件数の推移を御覧ください。

表の見方としましては、各枠内で上段が認知件数、中段の括弧内が解消率、下段が千人率でございます。

中段の括弧内の解消率についてですが、今回の資料につきましても国や府の数値と同様、本市も3月末の数値をお示ししております。なお、令和元年の解消率については、正確な記録が残っていなかったためバー表記させていただいていることを御了承ください。

また、令和5年度の全国・大阪府の数値につきましてもまだ公表されていないことから、バー表記にさせていただいていることを御了承ください。こちらは、公表されたタイミングで比較したものをお示しさせていただきます。

この結果から、昨年度のものとの比較となりますが、全国や大阪府の千人率の数値と比べ、小学校においてはまだまだ府へは追いつかないも

の、全国の数値に限りなく近くなるほど高くなったこと、中学校においては上回ることとなったことなど、積極的認知が進んでいるのが見てとれます。

今年度は、積極的認知を進める中で、教職員のアンテナを高めたり、同僚性を深めたりしていくことはもとより、事案発生からの対応、そして丁寧な見守り、解消までのプロセスを大切に、安易に解消とするのではなく、被害児童生徒、またその保護者と連携を図りながら、解決に向けて対応するよう今後とも各校への指導を進めてまいります。

続きまして、同じページの中段から下段、2、吹田市のいじめの件数及び解消率、学期別の推移についてを御覧ください。

御注目いただくのは、網かけをしている部分でございます。本市においても一番下段の令和5年度3学期末の認知件数は、その上段、令和4年度3月末とも比較して、小学校が1,837件、中学校が616件と、小学校で362件増加、中学校で242件増加となっております。小中学校どちらも昨年度1年間の認知件数を上回る結果となりました。

従前、こちらで御報告させていただいておりました学校間格差についても、昨年度1年間を通して差が埋まる結果となっております。

早期発見・早期対応、教職員一人一人の意識づけ、組織対応体制の構築のためのいじめの積極的認知を今後とも進めるとともに、個々の状況に応じた丁寧な対応を進めてまいります。

次に、216ページ、3、いじめの対応についてを御覧ください。

いじめの対応については、全国や大阪府より割合が高い箇所について網かけをさせていただいております。

特に小学校において、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりするいわゆる物隠しが、中学校において、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりするが、2学期末と同様、割合として高くなっております。

安心安全な学校づくりをしていく上で、コミュ

ニケーション能力の育成が必須であることは、引き続き各校に指導してまいります。

加えて御注目いただきたいのが、中学校において、冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるといった比較的軽度であろうものの割合が全国や大阪府より高いということです。

文部科学省より示されているいじめの防止等のための基本的な方針には、いじめの早期発見はいじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要であるとされております。

その中で、本市において千人率が全国や大阪府より高い中、ささいなことを見逃さない姿勢としてこの数値が上がっていることは評価できると考えております。

しかし、認知はしていてもその後の対応や見守りが適切でなければ元も子もありません。そのため、先ほども申し上げましたが、事案発生からの対応、そして丁寧な見守り、解消までのプロセスを大切にすることを重点的に今年度、継続して各校への指導を進めてまいります。

最後に、下段、4、教育センターにおけるいじめ相談件数についてです。

来所相談におきましては、延べの相談回数が55回減少しておりますが、令和4年度は1つのケースについて繰り返し相談があったもので、相談の実人数につきましては大きな変化はございません。

来所相談では、本人からいじめを主訴とした相談はございませんでしたが、本人から担任の先生をはじめとする周りの大人にSOSを出すことができるよう、引き続きいじめ予防事業などでの

取組を進めてまいります。

電話相談によるいじめ相談回数につきましては、令和4年度と比較して延べの相談回数、実人数ともに大きな変化はございませんでした。

また、小学校における出張教育相談においては、延べの相談回数が24回増加しており、実人数も増加傾向にあります。本人や保護者からの相談よりも教職員からの相談実人数が最多となっており、教職員がいじめ事案に関して、専門家の意見も踏まえてチーム学校として対応しようとしているものと考えております。

令和6年度からは、出張教育相談の配置回数を拡充するとともに、府からも月1回スクールカウンセラーが配置されており、教職員が専門家からの意見を踏まえて対応することができるよう活用が期待されております。

中学校のスクールカウンセラーの相談においては、令和4年度の計上時に誤りが生じている可能性があるため、比較が難しいこともありますが、令和5年度のみを見ても教職員の相談実人数が本人や保護者からの相談に比べて多いことから、小学校と同様、チーム学校として対応しようとしている表れだと考えております。

報告は以上でございます。

#### ○大江慶博教育長

報告は終わりました。この件について質問・御意見はございませんか。

#### ○和田光代委員

3番のいじめの、ひどくぶたれたり、たたかれたり、蹴られたりする、暴力的な行為が網かけになって増えているんですけど、これは何か原因があるんですか。

#### ○畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

はっきりとした要因、原因というのはまだ分かってはなくて、今年度も実は増えておりまして、ただ昨年度かなり徹底したのが、暴力的な行為があるのはいじめとダブルカウント、要は暴力行為があった、すべからず嫌な思いをしているだろうとい

うところ、しっかりその定義がありますので、いじめとのダブルカウントを徹底するようにというのを昨年度、かなり学校のほうに指導しておりましたので、その分で今までは暴力行為のみとして上がっていたものが、暴力行為といじめとしてダブルでカウントされているというところがこの数値につながっているのかなというのは考えております。

#### ○和田光代委員

ありがとうございます。手を出すとか蹴ったりするというのは、言葉で表せないから手を出すのか、足が出たりするのか、それともまた違う理由で手が出たり足が出たりするのかというのは、どうですか。

#### ○畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

実際に暴力事案のほうを全てチェックさせてもらっている最中なんですけども、やはりカットとなって、言葉ではなく手が出るというパターンが非常に多い。

実際に細かい概要を読ませていただくと、コミュニケーションの中でたたいたりするコミュニケーションしかできない児童生徒がいたりとか、様々な状況はあるんですけども、一番見て思ったのは、言葉で表現できずに手が出てしまうというのが多いのかなというのは感じております。

#### ○大江慶博教育長

よろしいですか。ほかに御質問ございますか。

#### ○谷池雅子委員

丁寧な御報告ありがとうございます。以前から何回かお話ししているかと思うんですけど、いじめを受けるほう、いじめをするほうの背景要因を少しずつでも進めていただけたらと思います。

今の和田委員のお話にもありましたが、たたく子はコミュニケーションが弱い子なのかとか、そういうことですよ。そういうことがあればもう少し適切な対策がとれるのかなと思うのが一つ、もう一つ、前の西川教育長もいつも言ってらっし

やいましたけど、見守り、これが非常に具体性がない、見守ると言ってもずっと見ているわけにはいかないですから、例えばどういう形、どういうことを表しているのか、例えば何日に1回こんなことをするとか、その辺が曖昧だなと思います。

具体的に例えば、もう少し規定してもいいかもしれませんよね。そうしないといじめを受けた方、子供、保護者には理解いただけないところもあるのかなと思ったりします。

以上です。

### ○畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

背景要因につきましては、先ほど来からも言っている専門家からのアセスメント、要因を突き止めるというのはやはり非常に大事なのかなど。その辺につきましても、きちっと話はしていきたいと思っております。

見守りなんですけれども、特に今年、先ほど見守りを中心という話をさせていただいたんですけれども、いつどこで誰がどのようにというところを学校が意識し、いじめ対策委員会のほうできちっと話し合った上で、役割分担をきちとした上で見守り対応。解消に向けてのプロセスというところを具体的に、学校教育室のほうから学校問題解決支援員がコア会議であったり生徒指導の会議に行っておりますので、その場でも助言しながら対応を進めていっているところでございます。より具体的なものをまたお示しさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

### ○谷池雅子委員

大体時期を決めて、次のこれぐらいのときにはこれぐらいの大まかなデータが出るとか、ある程度工程を、大変酷なお願いをしているのかもしれませんが、していただけたらなという気がします。

続けてもう一個だけいいですか。解消ですね、これがまた難しい。昨今の不登校の調査で、不登校に至っている子でいじめられたことがきっかけと言われている子が、学校が把握しているより

かなり多いというような結果が出ていますので、いじめられていることすら学校は把握していなかったのか、それともいじめが解消されたと思っていただけで実はそれで不登校になっているのか、その辺がよく分からないんですけど、解消という定義が結構難しいかなど。お話を聞いて、大丈夫、大丈夫で解消になっているのか、もう少し客観的な評価を入れているのかとか、そのあたり気になるところで、その辺も深掘りしていただけたらなというふうに思います。ありがとうございます。

### ○大江慶博教育長

ほかにありますか。

### ○安達友基子教育長職務代理者

最後の教育センターにおけるいじめ相談回数のところ、いろいろ要因はあるんだと思うんですけど、来所の相談が極端に少ないようにも思えるんですけど、これって何か理由はあったんでしょうか。

### ○木谷美香教育センター所長

来所相談は、基本的に保護者さんが来られての相談がメインになっております。その中で、初めに来られたときはいじめとかそういう相談であったとしても、お子さんの個別の事情といいますか、そちらのほうに相談内容が移っていくケースが結構ございまして、主訴、どれがメインかということになったときに、発達であるとか不登校であるとか、そういう主訴になるものが非常に多いです。来所相談自体は4,000回ぐらいある、そのうちのいじめの相談というのがこの回数ということになっておりますので、来所自体はたくさんの方が相談には来ておられると、そんなような状況でございます。

以上でございます。

### ○安達友基子教育長職務代理者

分かりました。ありがとうございます。

### ○大江慶博教育長

ほかよろしいですか。

私から1件確認をさせていただきます。4番の今お話にあった教育センターにおけるいじめ相談回数この表で、先ほどの説明では、一番下段のスクールカウンセラー中学校の数値について、欄外には「スクールカウンセラー中学校のカウントは府の基準で計上」とありますが、これは令和4年度のみということでしょうか。

#### ○畑田将寿学校教育室主幹・指導主事

令和4年度の件数がこの件数となっております。令和4年度、府のカウントの仕方が、例えばこういった会議で5名の方プラスカウンセラーがいる場合、相談を5件受けた、5人から受けたというようなカウントをしておりましたので、このような非常に多い数字になっているんですけども、その辺をきちっと精査した上で出したのが令和5年度ということですので、令和4年度のみ府のカウントをそのまま出しているという状況でございます。

以上です。

#### ○大江慶博教育長

分かりました。1件お願いにはなりますけども、基準が変わると経年の比較ができないということになりますので、その点はしっかり御留意いただきたいと思います。

ほかよろしいでしょうか。

では、特にないようですので、教育長報告の2つ目を終わります。

次に、「令和6年5月吹田市議会定例会提案の令和6年度補正予算案（放課後子ども育成室所管分）について」事務局の説明を求めます。

#### ○中村暢之放課後子ども育成室参事

教育長報告といたしまして、令和6年度補正予算案について、放課後子ども育成室所管分を御報告申し上げます。

議案書の217ページをお願いいたします。

債務負担行為補正でございまして、古江台留守家庭児童育成室リース費用は、プレハブリー

ス方式により育成室棟を整備するため、限度額として10年間のリース費用2億8,028万円を計上するものでございます。

議案書の218ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、事業の概要をお示しております。

1の(1)整備概要でございまして、古江台小学校におきまして、児童数及び留守家庭児童育成室の入室希望児童数の増加に伴う教室不足を解消するため、同小学校敷地内に新たに育成室棟を増築し、既存の育成室から増築棟に移転するとともに、移転後に既存の育成室を普通教室に転用することで、小学校及び育成室の教室不足の解消を図るものでございます。

(2)想定事業規模につきましては、お示しのとおりでございます。

議案書の219ページをお願いいたします。

今後の予定ですが、令和6年10月から令和7年9月でリース業者による育成室棟の整備を行い、令和7年10月から育成室棟のリースを開始、令和7年12月から令和8年3月で既存校舎の改修工事を実施する予定でございます。

報告につきましては以上でございます。

#### ○大江慶博教育長

それでは、この件について何か御意見はございますか。よろしいですか。

では、特に御意見がないようですので、教育長報告の3つ目を終わります。

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、5月定例教育委員会会議を閉会いたします。